

衛生委員会規程

株式会社マックスサポート

(目的)

第1条 安全衛生管理規程に基づき、株式会社マックスサポート（以下、「会社」という。）
社員の健康の保持増進を図るとともに、健康障害を防止するための基本となるべき
対策（要因及び再発防止対策等）などの重要事項について、社員の意見を反映させ
るよう十分な調査審議することを目的として、衛生委員会を設ける。

(設置事業所)

第2条 衛生委員会を設置する事業所は常時50名以上の社員を使用する事業所とする。

(委員会の構成)

第3条 衛生委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 当該事業所において事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる
者の中から会社が指名した者
- (2) 衛生管理者の中から会社が指名した者
- (3) 産業医の中から会社が指名した者
- (4) 当該事業所の社員で、衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名し
た者

2 前項第1号の人数は1名とする。

3 第1項第1号以外の委員の内、半数は「従業員の過半数を代表する者」の推薦に
基づき指名しなければならない。

(議長)

第4条 議長は前条第1項第1号の者とし、衛生委員会を毎月1回以上招集する。ただし、
議長が必要と認めたとき、または委員3名以上の請求があったときは臨時に招集す
ることができる。

2 議長が必要と認めたときは、委員以外の役員または社員を委員会に出席させること
ができる。

(審議事項)

第5条 衛生委員会は、第1条の目的とする内容を実現するため、次の事項を審議する。

- (1) 社員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 社員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生
に係るものに関すること。
- (6) 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (8) 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関するこ
と。
- (9) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関するこ
と。
- (10) 定期健康診断等の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関するこ
と。
- (11) 社員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関す
ること。

- (12) 長時間労働による社員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 社員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (14) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、社員の健康障害の防止に関すること。

(議事録)

第6条 会社は、衛生委員会における議事で重要なものについて、議事録を作成し、3年間保存する。

2 会社は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって社員に周知する。

- (1) 常時各事業所の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- (2) 書面を労働者に交付する。
- (3) 磁気テープ、時期ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員会事務局)

第8条 事務局は、各拠事業所内に置く。

(事務局の任務)

第9条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集事務
- (2) 委員会議事録の作成および保管（保管期間は3年間とする）
- (3) 議長の指示による事項の遂行

(附則)

第10条 この規程の改廃は、規程管理責任者が起案し、原則裏議規程の定めるところによる承認のうえ決裁を得るものとする。ただし、部署名の変更等の軽微な変更及び その他の規定等の改定による本旨の変更を伴わない変更等は、管理本部長の決裁により行うことができる。

2 本規程は2019年3月1日に制定施行する。

3 本規程は2021年3月1日に改定施行する。